

「税に関するポスターコンテスト」応募規約

■ 応募規約について

1. 本応募規約は、浜松納税意識啓発市民会議（以下「市民会議」といいます。）が募集する「税に関するポスターコンテスト」の応募に関する条件を規定することを目的としています。
2. 応募の際は、本応募規約をご確認の上、同意いただける場合に市民会議の指定する方法で応募してください。なお、応募いただいた時点で応募規約に同意したものとみなします。
3. 市民会議は、応募規約の全部又は一部を応募者に事前に通知することなく任意に改定することができるものとします。改定があったときは、市民会議のホームページを通じてご案内します。
4. 応募者は、市民会議の募集要項・応募規約に従うものとし、一切異議を申し立てないものとします。
5. 応募作品は、次のものに限り、また、このことを応募用紙にて誓約していただきます。
 - (1) 自作かつ未発表のもの
 - (2) 全部又は一部が商用利用されていないもの
6. 応募作品は、第三者の権利・利益を侵害しないものとしてください。第三者から権利侵害等の申し出があった場合、トラブルが生じた場合、訴訟等が提起された場合は、応募者自らの責任と費用で解決するものとし、市民会議は一切の責任を負いません。

■ 個人情報の取り扱い

応募にあたり、個人情報を提供していただきます。必要な情報を提供していただけない場合は応募を受け付けられませんので、ご了承ください。別途、応募用紙にて誓約していただきます。

1. 応募者からいただいた個人情報は、市民会議がお預かりし、選考、応募状況の集計・公表等本事業の目的にのみ使用します。他の目的による使用及び第三者への提供をすることはありません。
2. 応募作品の公表・展示や入賞者の発表に当たり、入賞者氏名、所属学部・学科等、学年を公表することがありますので、あらかじめご了承ください。
3. 個人情報の管理責任者は浜松納税意識啓発市民会議事務局長とします。

■ 禁止事項

市民会議は、応募者が応募に際して以下のいずれかに該当する行為を行っている判断した場合、又は募集要項・応募規約に違反したと認める場合には、応募の禁止又は無効、並びに選考の対象外とすることができるものとします。ただし、市民会議は、かかる行為の有無を探知する義務又は責任を負うものではありません。

1. 市民会議、他の応募者その他の第三者の権利・利益を侵害する行為
2. 市民会議、他の応募者その他の第三者を誹謗中傷し、侮辱し、名誉、信用、プライバシー等を毀損し（主催者、他の応募者その他の第三者のメールアドレス、電話番号、住所等の個人の特定につながる情報を開示する行為を含む）、又は業務を妨害する行為

3. 応募作品の全部又は一部を商用利用する行為
4. 公序良俗、法令もしくは刑罰法規に違反し、又は市民会議が不適切と判断する行為

■ 著作権等の取り扱い

応募作品に関する著作権(著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む)、使用权は市民会議に帰属するものとします。

■ 損害賠償

1. 応募者は、応募とその結果に対して責任を負い、応募者の責に帰すべき事由により、他の応募者又は第三者に損害を与えた場合、応募者の責任と費用を持ってこれを解決するものとします。
2. 応募者は、応募に関して、応募者の責に帰すべき事由により市民会議に損害を与えた場合、市民会議が被った損害を賠償するものとします。

■ 準拠法・裁判管轄

1. 募集要項・応募規約は日本法を準拠法とし、これに従い解釈されるものとします。
2. 応募に関連して生じた紛争は、浜松地方裁判所の専属的合意管轄に属するものとします。